

2025年10月14日：JR東海、JR西日本、JR九州宛  
「新幹線の多目的室の運用方についての要望書」

2025年10月14日

今回は下記3社（順不同）へ同一内容の書面を送付いたしました。

〒450-6101 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号  
東海旅客鉄道株式会社（JR東海）  
新幹線鉄道事業本部長 辻村 厚 様

〒530-8341 大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号  
西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）  
鉄道本部長 井上 啓 様

〒812-8566 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号  
九州旅客鉄道株式会社（JR九州）  
鉄道事業本部長 貞苅路也様

〒[REDACTED] 東京都足立区[REDACTED]  
半沢一宣（自筆署名）

### 新幹線の多目的室の運用方についての要望書

前略失礼いたします。

私は鉄道を中心とした公共交通のバリアフリー化についての調査研究をライフワークとしている者です。

標記の件につきまして、私が最近気になっている疑問点について、御社の見解をご教示いただきたく、本状を差し上げることに致しました。

ご多忙のおり誠に恐縮ですが、次ページ以降に記した要望事項につきまして、今月末日までに書面にてご回答くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお回答については、新幹線利用者の参考に資するため、この要望書と共に私のホームページで公開する予定ですので、予めご了承願います。

## 1. 「身体の不自由な方を優先」とする運用方を見直してください

1999年に東海道～山陽新幹線で就役した700系では、多目的室の案内掲示文が、「おからだの不自由な方、授乳や、お客様の体調が思わしくないときにご利用できます。乗務員までお申し付けください。」

と表記されていました（次ページの写真を参照）。

ところが2007年に東海道～山陽新幹線で就役したN700系では、多目的室の案内掲示文が、

「お体の不自由な方優先です。ご利用がない場合には、授乳や、お客様の体調が思  
わしくないときにもご利用できます。乗務員までお申しつけください。」

と「優先」の文言が入るようになりました。

この文面は、今日では最新鋭のN700Sから最古参の500系まで、東海道～山陽～九州新幹線のすべての編成で表示されるようになっています。

その後、2022年に開業した西九州新幹線でも、

「お体の不自由な方を優先してご案内します。ご利用がない場合には、授乳やお客様  
の体調が思わしくないときにもご利用になれます。乗務員までお申し付けください。」  
という同趣旨の文面が表記されています。

これは従来の移乗式の車いす対応座席が、折り畳み可能な手動の車いすでの利用を想定した設計で、折り畳みできない電動車いすではその置き場所に困るため、特にハンドル形電動車いす（いわゆる「シニアカー」）の普及が進んだことに伴って取られた措置だと、私は推察しています。

またN700Sのうち2021年4月20日以降に就役した編成では、車いすに乗ったまま乗車できるためのスペースが併設されるようになりました。

更にJR西日本がN700系の16両編成を8両編成に短縮したいわゆるP編成でも、同様の車いすスペースを車両の改造により設置しています。

このように、車いすの人がそのまま客室内に乗車できる環境が整いつつある今日では、多目的室の利用を体の不自由な人（＝車いすの人）を優先とすべき必要性が、徐々に薄れ始めているのが実情です。

車いすの人たちが自前の車いすごと不自由なく新幹線に乗車できる環境を整えることの必要性は、私も理解しているつもりです。

しかし私が気になっているのは、その影で乳児を連れた母親や体調が優れない人など、多目的室の利用を想定した他の人たちが、多目的室を利用したくてもできず不便や不自由を強いられている可能性があることです。

誰かを優先することは、別の誰かを冷遇することと表裏一体の関係にあることだからです。

現に私は、2007年9月24日（月曜日、秋分の日の振替休日）の「のぞみ29号」（JR西日本保有のE4編成）で、健常者の（少なくとも車いすには乗っていなかった）高齢者が多目的室に乗車したため、授乳で利用しにきた母親が多目的室の前で困り果てて立ち往生していたのを目撃したことがあります（この件については翌2008年9月17日付「新幹線・特急列車の車内設備のバリアフリー化推進に関する要望書」で、[JR東海](#)と[JR西日本](#)へ申告済みです）。

このためかどうか、今日では授乳については一部の喫煙ルームや車内販売準備室を転用した業務用室を、授乳室兼用として対応しています。

しかしこれらの業務用室とは、列車内でのテロ行為への対策として「さすまた」などの防犯用具を収納するための倉庫です（JR東海ニュースリリース 2018年7月25日付「[東海道新幹線 安全確保に向けた車内搭載品の充実等について](#)」）。

2025年10月14日：JR東海、JR西日本、JR九州宛  
「新幹線の多目的室の運用方についての要望書」

JRが乳児を連れた母親に対して、そういう場所で授乳してくださいと案内するのは、利用者への接客（おもてなし）のあり方として、おかしいのではないでしょうか？

もしも私が乳児を連れた母親の立場だったら、

「なぜ多目的室でなく、こんな物騒な場所で授乳しなければならないの？」

最近は車いすスペースがあるのに、どうしてJRは車いすの人を多目的室に乗せて、授乳には多目的室を使わせてくれないの？

私たち子育て世代は車いすの人たちよりも格下扱いなの？

こんな目に遭うなら次から飛行機か夫にクルマを運転してもらおうかしら？」  
と、自分が差別された不快感を覚えると思うからです。

それは国民の鉄道離れを誘発する動機付けになり得るもので、JR自身のためにもならないことです。

また体調を悪くした人が休憩できるための簡易ベッドを用意した設備は、現行の多目的室以外には何もありません。

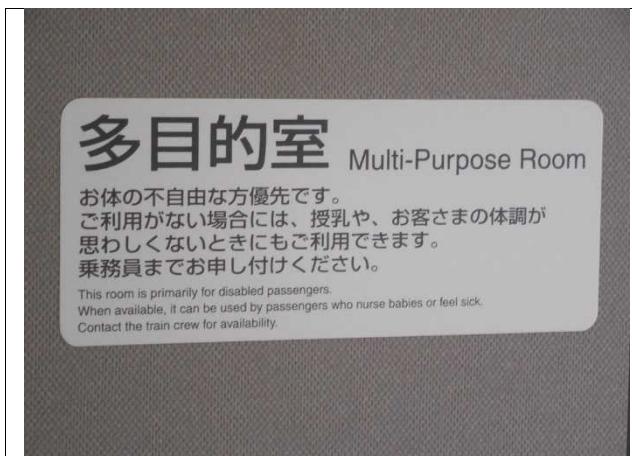
これらの問題を解決するため、今後は車いすの人に対しては車いす対応座席（移乗式）または車いすスペースへ案内するのを原則として（多目的室への乗車は何らかのやむを得ない事情があると認められる場合に限る）、多目的室は授乳や急病人の休憩などのため常時空室としておくよう、運用の見直しを行うことを要望いたします。

少なくとも、N700Sなど車いすスペースを設置済みの編成については、多目的室の案内掲示文を700系時代の「優先」の文言が入っていない物に戻すことを、併せて要望いたします。

車いすスペースと多目的室との両方を設置している在来線特急列車についても、同様の運用方を要望します。



2007年9月24日  
(月曜日、秋分の日の振替休日)  
「のぞみ61号」の11号車で撮影。  
(JR東海保有700系のC26編成)



2025年10月10日（金曜日）  
「こだま842号」の7号車で撮影。  
(JR西日本保有500系のV2編成)

2025年10月14日：JR東海、JR西日本、JR九州宛  
「新幹線の多目的室の運用方についての要望書」



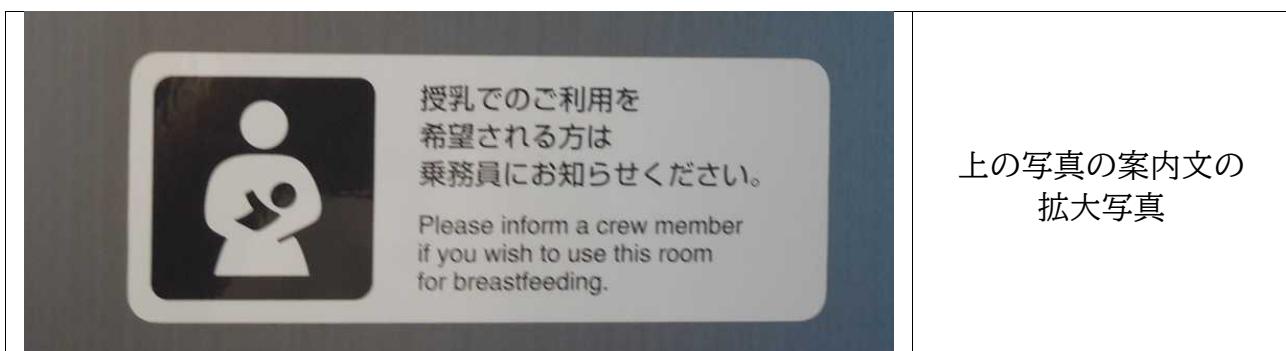
2025年10月8日（水曜日）  
「かもめ56号」の3号車で撮影。  
(JR九州保有N700SのY4編成)



上の写真の案内文の  
拡大写真



2021年8月5日（木曜日）  
「こだま703号」の15号車で撮影。  
(JR東海保有N700SのJ6編成)



上の写真の案内文の  
拡大写真

## 2. 便乗の乗務員や社員が多目的室へ乗車するのを禁止してください

私は2025年10月10日（金曜日）朝6時41分頃、博多駅で「こだま842号」（博多南駅6時33分発、ハローキティ新幹線、JR西日本保有500系のV2編成）の7号車の東京方乗降口から乗車しようとしたとき、多目的室から若い女性の便乗乗務員が出てきたのを目撃しました（運転士か車掌かは不明、胸章のお名前を確認する余裕はありませんでした）。

当該の乗務員は、この時間帯の博多南線は通勤通学客の利用がほとんどのため多目的室の需要は無いから、自分が利用しても問題は無いと考えていたのかもしれません。

しかし、これは博多南駅から博多駅までの僅か8分間であっても、乗客のための設備を乗務員が占用するという、公（Public）私（Private）混同の不適切行為です。

将来、彼女が出産しプライベートで（乗客として）乳児を連れて新幹線に乗車した際、

「授乳したいと思ったときに乗務員が多目的室を塞いでいて授乳場所に困ったら嫌な気持ちにならないだろうか？」

という想像力が彼女に働くなかったことが、私には惜しまれてならないのです。

多目的室の中にいたのが彼女の同僚で顔見知りなら、容易に多目的室を譲ってもらえることでしょう。

しかし事情を知らないほとんどの乗客にとっては、乗務員が業務で多目的室を使用しているのか不当に占拠しているのかがわからないため、多目的室を利用したいと申し出るのをためらわせる原因になってしまいます。

同様の事例は、2024年5月24日（金曜日）の「わかしお5号」で、車内改札を終えて仕事が無くなり休憩していた車掌が終点の安房鴨川駅到着時に多目的室から出てきた（当日中にJR東日本へ申告済み）など、JR他社でも目撃経験があります。

今後は乗務員自身が急な体調不良を起こしたなどの特異な場合を除き、業務上の移動で新幹線や在来線特急列車に乗車するすべての社員が多目的室を使用するのを禁止するよう、全社員へ周知を徹底することを要望いたします。

以上

記事 レターパックライト引受番号と配達完了日および配達郵便局

JR東海宛て

第2381-4533-1874号

2025年10月15日 名古屋西郵便局にて配達完了

JR西日本宛て

第2381-4533-1885号

2025年10月15日 大阪北郵便局にて配達完了

JR九州宛て

第2381-4533-1896号

2025年10月15日 博多北郵便局にて配達完了